



文部科学省

# 高等学校通信教育規程の弾力化・大綱化 及び通信制課程における第三者評価の現状 等について

令和3年10月26日

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

# (参考 1) 高等学校通信教育課程の弾力化・大綱化 (平成16年)

## 改正のポイント

地域の実情等に応じた特色ある高等学校づくりの取組を更に促進する観点から、高等学校通信教育課程を通信制高等学校を設置するために必要な最低の基準として明確化

## 教育条件の確保に関する平成16年改正の主な改正点

平成16年改正等を踏まえた現行の規定(※)	平成16年改正前の規定
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p><u>2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。</u></p> <p><u>3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。</p>
<p>(通信制の課程の規模)</p> <p>第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>2 実施校の設置者は、前条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。</u></p>	<p>(通信制の課程の規模)</p> <p>第四条 実施校における通信制の課程の規模は、<u>通信制の課程の収容定員が三百人以上を下らないものとする。</u></p>

(※)平成16年及び同年以降の改正を踏まえた現行の規定(令和3年3月改正を含む。)

# (参考 1) 高等学校通信教育規程の弾力化・大綱化 (平成16年)

平成16年改正等を踏まえた現行の規定(※)	平成16年改正前の規定
<p>(教諭の数等)</p> <p>第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p>	<p>(教諭等及び事務職員の数等)</p> <p>第五条 実施校において通信制の課程に関する校務を整理する専任の教頭並びに通信教育を担当する専任の教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者に限る。)(以下「教員」という。)の数は、次の各号に掲げる数を基準とする。</p> <p>一 通信制の課程の生徒の数(以下「生徒数」という。)が三百人から千二百人までの場合は、五人に、生徒数が三百人をこえて百人までを増すごとに一人を加えた数</p> <p>二 生徒数が千二百一人から五千人までの場合は、十四人に、生徒数が千二百人をこえて百五十人までを増すごとに一人を加えた数</p> <p>三 生徒数が五千一人以上の場合は、四十人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数</p> <p>2 (略)</p>
<p>(事務職員の数)</p> <p>第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。</p>	<p>第五条 (略)</p> <p>2 実施校において通信制の課程の事務に従事する専任の事務職員の数は、次の各号に掲げる数を基準とする。</p> <p>一 生徒数が三百人から五千人までの場合は、二人に、生徒数が三百人をこえて四百人までを増すごとに一人を加えた数</p> <p>二 生徒数が五千一人以上の場合は、十四人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数</p>
<p>(施設及び設備の一般的基準)</p> <p>第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>	

(※)平成16年及び同年以降の改正を踏まえた現行の規定(令和3年3月改正を含む。)

# (参考 1) 高等学校通信教育規程の弾力化・大綱化 (平成16年)

平成16年改正等を踏まえた現行の規定(※)	平成16年改正前の規定
<p>(校舎の面積)</p> <p>第八条 通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。)の校舎の面積は、<u>一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(校舎の面積)</p> <p>第七条 独立校の校舎の面積は、<u>一、二五〇平方メートルを下つてはならない。ただし、前条第四項の規定により、他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の教育の用に供する施設を兼用する独立校にあっては、この限りでない。</u></p>
<p>(校舎に備えるべき施設)</p> <p>第九条 実施校の校舎には、<u>少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。</u></p> <p>一 教室(普通教室、特別教室等とする。)</p> <p>二 図書室、保健室</p> <p>三 職員室</p> <p>2 <u>前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(施設)</p> <p>第六条 実施校の校舎には、<u>通信教育の用に供する次の各号に掲げる施設を備えなければならない。</u></p> <p>一 教頭室(通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。)にあっては、校長室)、会議室、教員室</p> <p>二 事務室、教材等保管室</p> <p>三 普通教室、特別教室</p> <p>四 図書室、展示室</p> <p>五 保健室、休養室</p> <p>六 生徒集会室</p> <p>2 <u>前項第一号から第五号までに掲げる施設については、やむを得ない事情がある場合で教育上支障がないときは、各号に掲げる一の施設をもって当該各号に掲げる他の施設に兼用することができる</u></p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(校具及び教具)</p> <p>第十条 実施校には、<u>学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</u></p>	<p>(設備)</p> <p>第八条 実施校には、<u>通信教育の用に供する図書、機械、器具、標本その他の校具を備えなければならない。</u></p>

## (参考2) 高等学校通信教育規程の弾力化・大綱化 (平成18年)

平成18年改正等を踏まえた現行の規定(※)	平成18年改正前の規定
<p>(他の学校等の施設及び設備の使用)</p> <p><u>第十一条 通信教育連携協力施設の施設及び設備を使用する場合並びに第九条第四項に規定する場合のほか、実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を一時的に使用することができる。</u></p>	

(※)平成18年改正及び同年以降の改正を踏まえた現行の規定(令和3年3月改正を含む。)

## (参考3) 高等学校通信教育課程の弾力化・大綱化の影響

### 高等学校通信教育課程の改正の影響を分析した研究

内田康弘、神崎真実、土岐玲奈、濱沖敢太郎「なぜ通信制高校は増えたのか —後期中等教育変容の一断面」  
(教育社会学研究第105集(2019年)より)

1. 分析対象:平成28年時点で存在する私立通信制高校のうち、平成4年から平成28年までに開校した154校  
(自治体に情報開示請求を行い、設置認可申請書類をもとに分析)
2. 教員定数に関する通信教育課程改正(平成16年)の影響  
開示された文書において分析が可能であった127校のうち、
  - ①平成16年までに設置された学校のうち、改正前の旧規程の基準を満たす学校は91%(51校)  
改正前の旧規程の基準を満たさない学校が9%(5校)
  - ②平成17年以降に設置された学校のうち、改正前の旧規程の基準を満たす学校は42%(30校)  
改正前の旧規程の基準を満たさない学校が58%(41校)
3. 校地・校舎の要件に関する通信教育課程改正(平成18年)の影響  
開示された文書において分析が可能であった140校のうち、
  - ①平成16年までに設置された学校のうち、改正前の旧規程の基準を満たす学校は80%(64校)  
改正前の旧規程の基準を満たさない学校が20%(16校)
  - ②平成17年以降に設置された学校のうち、改正前の旧規程の基準を満たす学校は68%(41校)  
改正前の旧規程の基準を満たさない学校が32%(19校)  
※借用を行っている学校を旧規程の基準を満たさない学校としている

## (参考4) 単位修得にあたっての全日制・定時制と通信制の違い

### 1単位を修得するに必要となる学習

#### (1) 全日制・定時制の場合

- ・ 1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算  
⇒ 50分×35単位時間の学習量が必要

#### (2) 通信制の場合(国語、地理歴史、公民及び数学の場合)

- ・ 自学自習

+

添削指導(3回)

+

面接指導(1単位時間(50分))

+

多様なメディアを利用した指導 ※面接指導時間の減免が可能

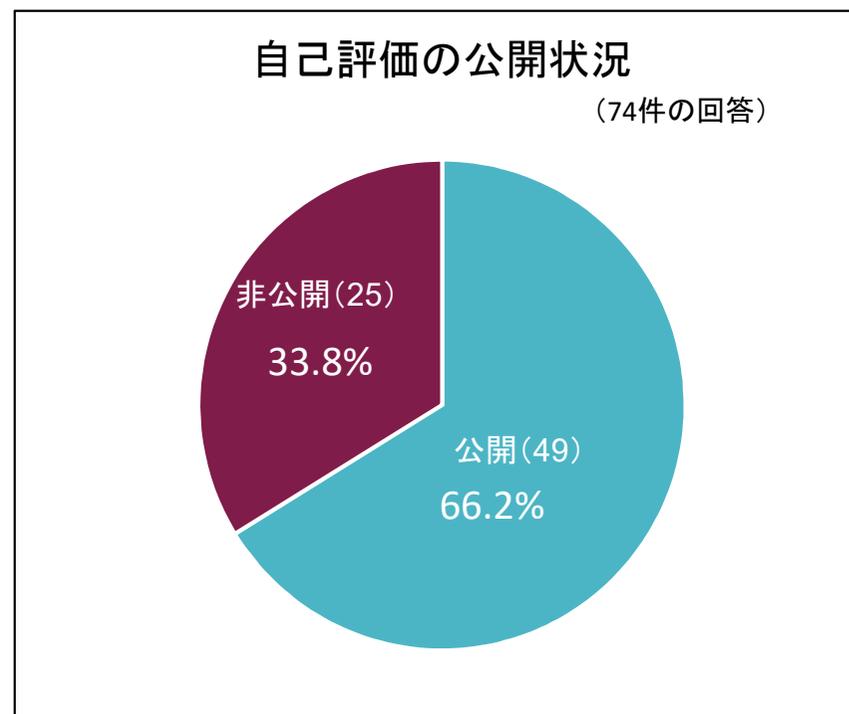
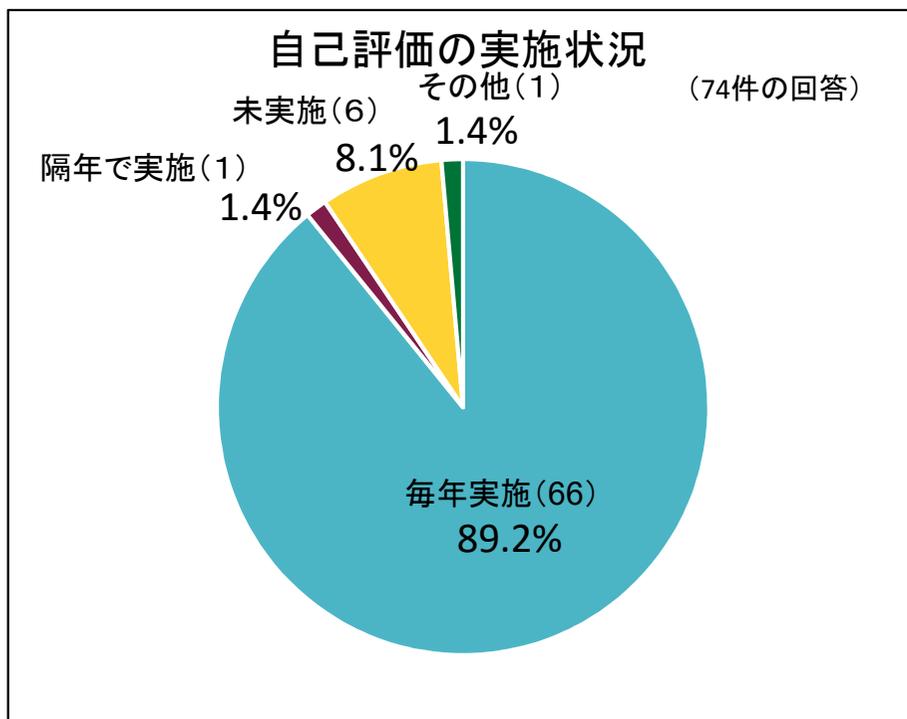
- ⇒ 法令上の学習量の定めは、添削指導(3回)と面接指導(50分)であり、基本は自学自習により学習を実施

## (参考5) 通信制課程における第三者評価の現状

令和2年度 文部科学省委託調査研究の結果より

- 委託先: 特定非営利法人全国通信制高等学校評価機構
- 調査研究名: 第三者評価を活用した通信制高等学校の教育の質の確保・向上に関する研究
- 調査対象: 通信制課程を有する高等学校 255校にアンケート調査を実施し、74校から回答

### (1) 自己評価の状況

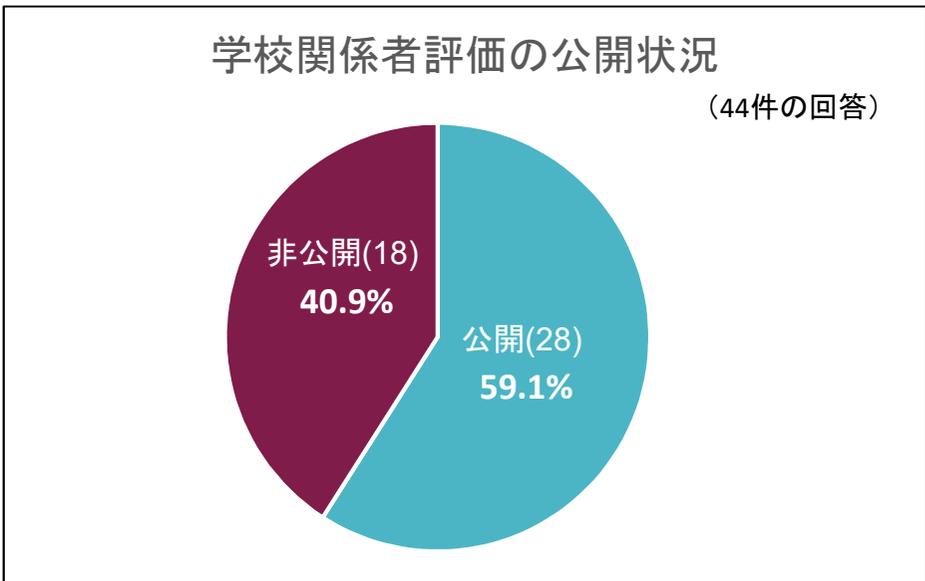
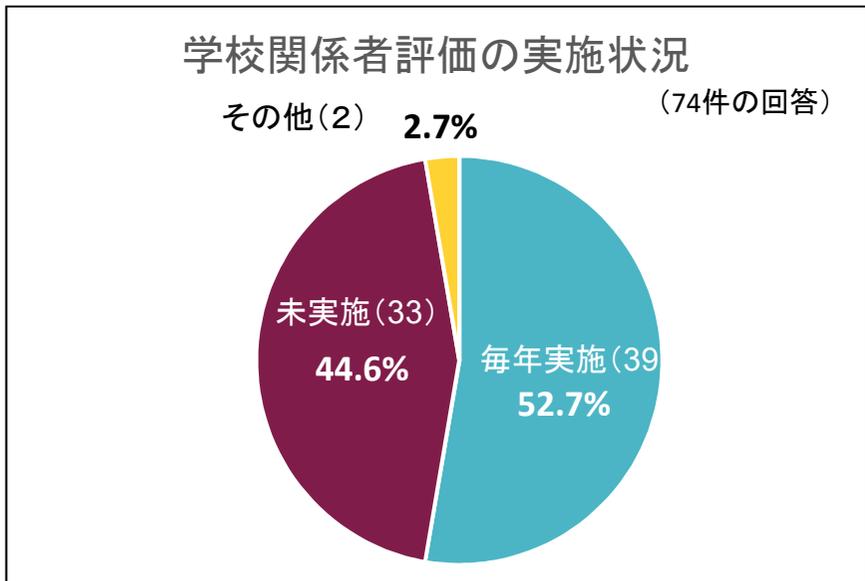


#### 【自己評価が未実施の理由(抜粋)】

- ・何かあればすぐに意見を言い合ったりしている
- ・自己評価の人的体制が整っていない
- ・職員数が少ないため、職員会議等で各項目の話し合いを行っている

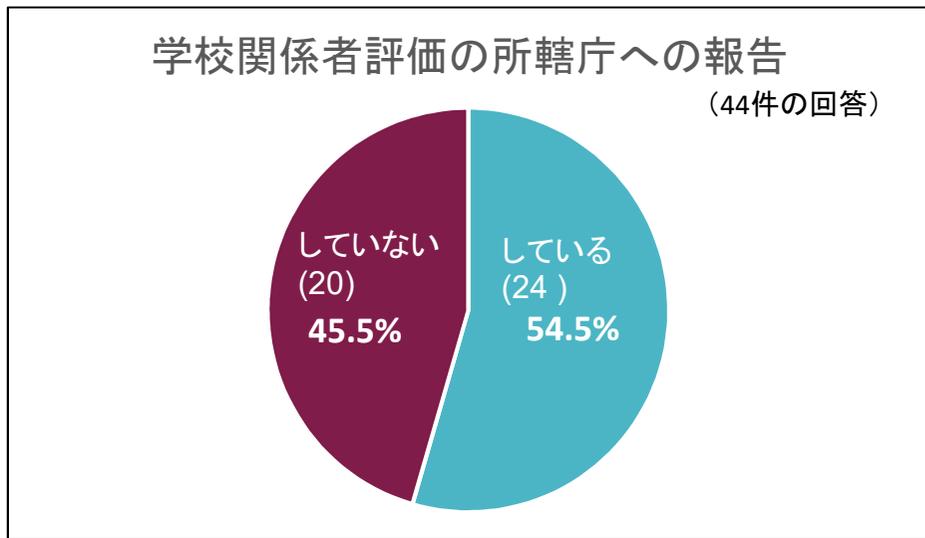
# (参考5) 通信制課程における第三者評価の現状

## (2) 学校関係者評価の状況



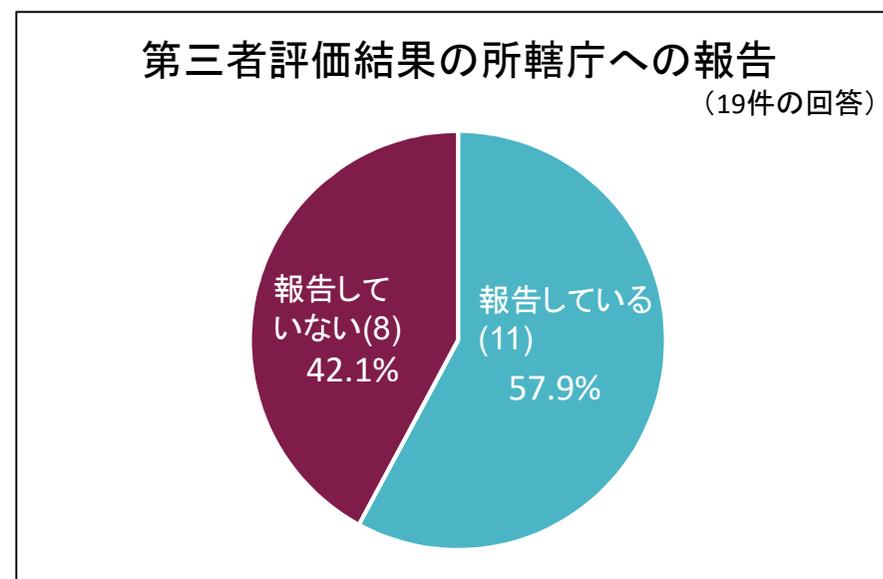
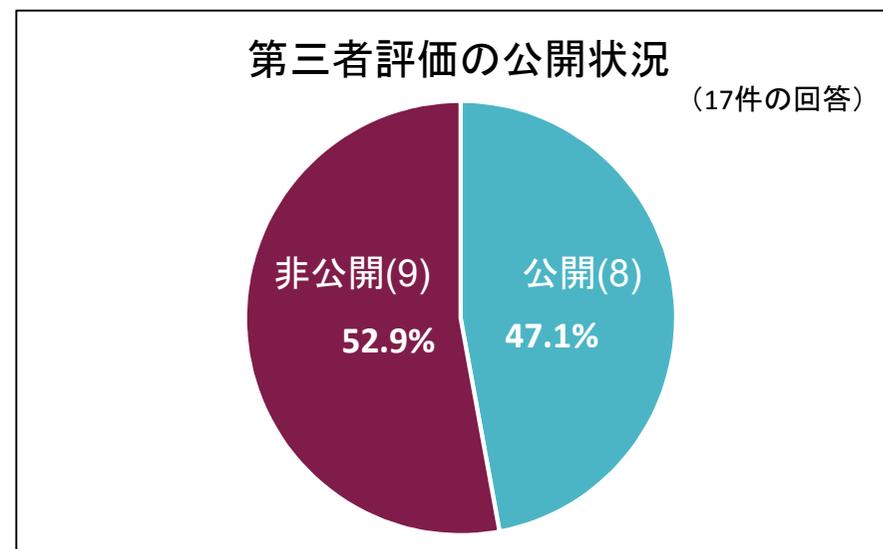
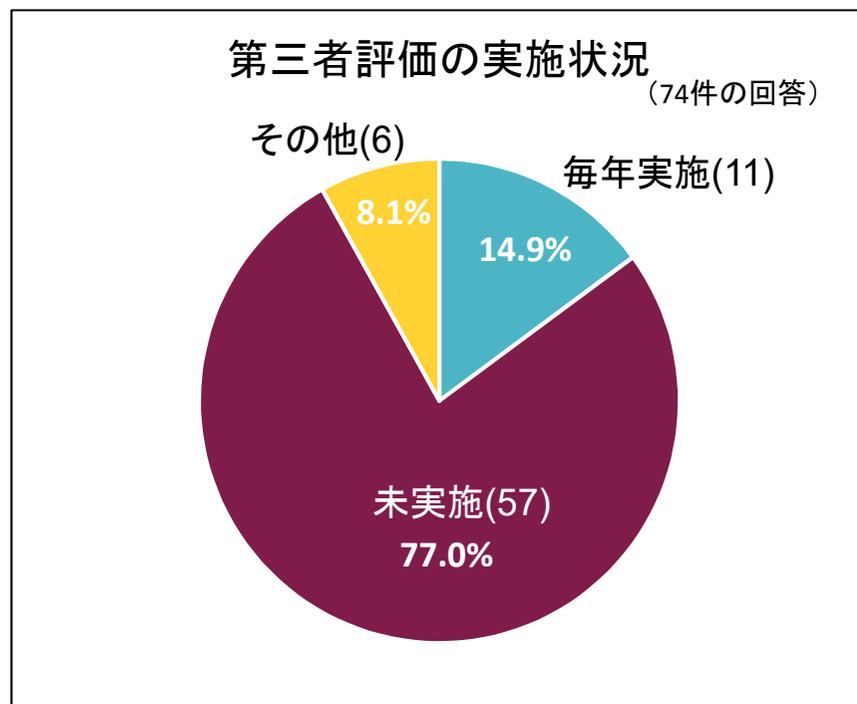
### 【学校関係者評価が未実施の理由(抜粋)】

- ・ 学校関係者評価を行う体制がない、評価する人的体制が整っていない
- ・ PTAがないため
- ・ 何かあるたびに話し合っている
- ・ 併設している全日制課程で実施している
- ・ 町の審議会が行っている認識である
- ・ 執行部の判断で現在まで実施していない
- ・ 努力義務であるため



## (参考5) 通信制課程における第三者評価の現状

### (3) 第三者評価の実施状況



#### 【第三者評価が未実施の理由(抜粋)】

- ・ 現状では必要性を感じない
- ・ 学校関係者評価で十分である
- ・ 法令上の義務でないため
- ・ 構成員の選出に苦慮する
- ・ 第三者評価を行う体制が整っていない
- ・ 人的時間的に実施が難しい
- ・ 信頼できる第三者がない、第三者評価を行う組織がない

# (参考5) 通信制課程における第三者評価の現状

## 3. 第三者評価の実施状況

